



日本共産党

## のの山けん 区政レポート

http://www3.kitanet.ne.jp/~nonoyama/ E-mail nonoyama@kitanet.ne.jp

北区議会議員

No.52 2008.8.7

のの山けん事務所

〒115-0044 赤羽南1-17-6

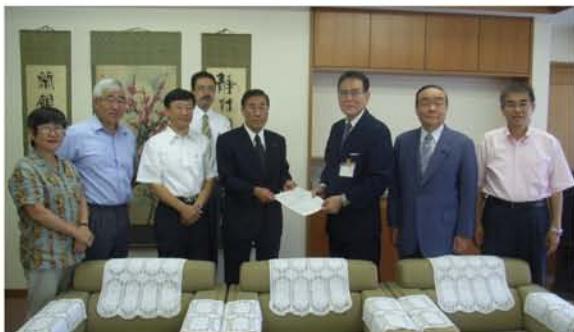
ご相談はお気軽に

090-2156-3510

原油・穀物高騰  
後期高齢医療

## くらし・営業を守れ

日本共産党北区議員団が花川区長に緊急要望書を提出



花川区長に申し入れる日本共産党北区議員団

原油高に端を発した諸物価の高騰が区民の暮らしを不安と苦境に追い込んでいるもので、日本共产党北区議員団は5日、花川與惣太北区長に対し、08年度補正予算に関する要望書を提出しました。

要望書では、燃油急騰による漁業の危機を訴え、全国20万隻が参加した一斉休漁や、都内で3千人を集めた全国漁民大会などの動きをうけて、国も一定の支援策を講じるとしていること、区内の建

築業界からは建築資材高騰に関わって区長あての要望書が出されていることなどが紹介されています。さらに、先月17日に通知された後期高齢者医療保険料について「なぜこんなに高いのか」など、一日300人にも及ぶ苦情や相談が区の窓口に相次いでいること、国の減額対策が実施されたとはいえた多くの高齢者の負担解消にはなっていないことを指摘。その上で、過去最高となる348億円の積立金の一部を活用するなどして、北区が区民のくらしと営業を守るためにの対策を講じるよう求めています（具体的項目は下記参照）。

花川区長は、申し入れをうけて「おっしゃる通り、どれも重要な要望だと思う。補正予算の中でどれだけ実現できるか検討したい」とのべました。

## 08年度補正予算に関する要望項目

日本共産党北区議員団

1. 国に対し、①後期高齢者医療制度の廃止、②社会保険費2200億円の抑制策の撤回、③原油高騰の原因である投機マネー規制への働きかけと原油価格への直接補てんの実施、④消費税の引き上げは行わないこと、⑤物価高を反映した生活保護基準の見直しや年金の改定を行うよう求めること。
2. 後期高齢者医療保険料が、国保料を上回る加入者に対し、北区独自の軽減策をとること。
3. 今月から無料となつている喘息患者さんの医療費制度について、都と連携して周知徹底につとめること。
4. 区内の公衆浴場、クリーニング店、介護事業所などへの燃料高騰分補助を実施すること。
5. 区内の公共施設や福祉施設などの建築に関わり、国や都にならい、資材高騰への対応を急ぐこと。あわせて、東京都の区画整理事業によつて建て替える方々への支援策を都に求めるのこと。
6. 中小企業の制度融資への利子補給を拡充すると共に、返済期間の延長など手立てを講じること。
7. 学校給食費や福祉施設等の給食費に対する補助を行い、給食費の値上げを抑えること。
8. 低所得者に対する応急小口制度など、生活資金制度の活用を積極的にとること。
9. 家庭用火災報知器の義務化に伴い、低所得者、高齢者、障害者、ひとり親家庭などへの補助制度をつくること。
10. 地上デジタル対応の低所得者対策を検討すること。
11. NTT東日本社宅跡地に計画されている120メートルの超高層マンションについては、近隣住民の住環境を守る立場から、事業者に計画の再検討を求めるうこと。

# 介護認定「ランク下げ」 ケアマネの立会い拒否 雑誌『週間東洋経済』が描く

## 北区の異常な介護保険

「『23区で最も厳しい』ともいわれる北区。厳格な介護認定で、給付費も大幅に使い残す結果に」——特集／ニッポンの老後」と題した「週間東洋経済」（8月2日号）が、こんなリードで北区の介護保険について特集を組みました。

北区では、認定の意図的な「ランク下げ」がおこなわれ、必要なサービスが受けられなくなるなど、異常な介護保険運営が続けられています。3年間のサービス

雑誌の特集記事では認定調査の際に、ケアマネの立会いを拒否している北区の実例をしめしながら「一つの自治体の突出した動きが、給付費抑制に拍車をかけることになりかねない」と、警鐘を鳴らしています。

北区の介護保険は抜本的な改善が求められています。



（出所：介護保険制度運営監視報告書 2017年11月版）

### 独自基準を導入して厳格化 大幅な介護度ダウンも発生

東京で最も厳しいといわれる北区。厳格な介護認定で、給付費も大幅に使い残す結果に。

（出所：東京都北区の介護保険制度運営監視報告書 2017年11月版）

2008.8.2 週間東洋経済 72

「ランク下げ」に象徴される北区の異常な介護保険運営をとりあげた「週間東洋経済」8月2日号

## 日本共産党の山けん事務所びらきのお知らせ

8月23日（土）

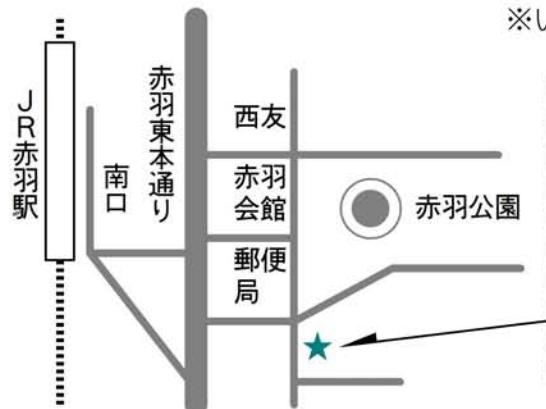
■午後の部 午後2時～3時

■夜の部 午後6時～7時

※いずれかの回にお越しください。

### のの山けん新事務所

〒115-0044  
北区赤羽南1-17-6  
赤羽ビューハイツ1F  
☎3903-5599



8月より、のの山けん区議の事務所が、これまでの志茂4丁目から、赤羽南1丁目に移転しました。つきましては、左記の通り事務所よりもおこなわせていただくことになりましたので、ご案内いたします。ぜひ、お気軽にお越し下さい。